

慶弔・見舞金に関する規定

- 第1条 本協会の役員・会員に対する慶弔・又は見舞金はこの規程の定めるところにより、本協会予算から支出する。
- 第2条 前条の役員・会員の範囲。
(1) 役員.....会長以下理事、監事。
(2) 会員.....規約第5条に定める都道府県単位の団体の長及び構成役員。
- 第3条 役員・会員が死亡した時は下記により弔慰金を贈る。
(1) 役員.....20,000円と供物、弔慰電報。
(2) 会員の長.....5,000円と弔慰電報。
(3) 構成役員.....弔慰電報。
- 第4条 役員・会員の同居の親族が死亡した場合。
(1) 役員の配偶者が死亡した場合.....10,000円と弔慰電報。
(2) 会員の配偶者が死亡した場合.....弔慰電報。
(3) その他の親族.....弔慰電報。
- 第5条 役員が本協会要務遂行のため傷病にいたり療養した場合は、傷病の程度に応じ10,000円の範囲内で見舞金又は見舞品を贈る。
- 第6条 役員が私傷病により2ヶ月以上療養した場合は、5,000円の範囲内で見舞金又は見舞品を贈る。
- 第7条 役員及び会員の住居が罹災し損害を蒙った時は、損害の程度に応じ10,000円の範囲内で見舞金を贈る。
- 第8条 会員の式典及び特別慶事があった場合は、次により慶祝金又は祝電報を贈る。
(1) 役員.....10,000円又は相当額の物品と祝電報。
(2) 会員.....5,000円又は相当額の物品と祝電報。
特別慶事の範囲は、国・都道府県の法律あるいは条例等に基づく表彰・顕彰等に限る。
- 第9条 規約14条2項の名誉会長、顧問、参与、相談役に対しては、本規程の役員に準じて慶弔・見舞金を贈る。

第 10 条 会員にあつては、会費その他負担金に未納がある場合は、本規程は原則として適用しない。本規程の適用は、協会事務局への申請によることを原則とする。

第 11 条 本規程によりがたい場合で特に会長が必要と認めた時は、相当な慶弔・見舞金を贈ることが出来る。

第 12 条 本規程によつての贈与に対しては、金品をもつて返礼しない。